

## 市第 30 号議案 道路用の土地の取得

【一般財団法人横浜市道路建設事業団が保有する道路資産の取得について】

一般財団法人横浜市道路建設事業団（以下「事業団」という。）の道路資産につきましては、平成 30 年度から本市が買取り、事業団はこの収入を原資に本市貸付金を返済することとしています。

今年度は取得金額が 319 億 9,800 万円、取得面積が 45,716 平方メートルで、議会に付すべき要件である、取得金額が 1 億円かつ、取得面積が 1 万平方メートル以上となるため、お諮りするものです。

この買取りにより本市貸付金残高は令和 2 年度末の 350 億円から 30 億円となるため、事業団は令和 4 年度に債務処理を終え、解散する見込みです。

### 1 今回取得予定の道路資産

路線名	所 在	地積 (㎡) ※	取得金額
環状 2 号線	神奈川区三枚町 3 番 7 外 132 筆	17,932	16,282 百万円
環状 4 号線	瀬谷区下瀬谷一丁目 14 番 16 外 130 筆	24,337	13,531 百万円
権太坂和泉線	泉区弥生台 7 番 17 外 9 筆	3,447	2,185 百万円
合 計	274 筆	45,716	31,998 百万円

※少数点以下切り捨て

### 2 道路資産の取得金額と本市貸付金残高について

#### (1) 本市貸付金について

昭和 62 年度から平成 7 年度にかけて、事業団に対して、環状 2 号線等の建設資金として 500 億円を無利子で貸し付けたものです。

#### (2) 平成 30 年度からの本市の取得実績と今後の見込み

年 度	地積 (㎡) ※	取得金額	本市貸付金残高 (年度末時点)
平成 29 年度	—	—	500 億円
平成 30 年度	7,639	4,991 百万円	450 億円
令和元年度	6,238	4,993 百万円	400 億円
令和 2 年度	6,757	4,994 百万円	350 億円
<b>令和 3 年度 (今回議案)</b>	<b>45,716</b>	<b>31,998 百万円</b>	30 億円
令和 4 年度 (見込み)	4,869	2,709 百万円	0 円
合 計	71,220	49,688 百万円	

※少数点以下切り捨て

## 【参考】

### 1 事業団の概要

(1) 設立年月日

昭和 62 年 11 月 25 日

(2) 事業目的

横浜国際港都建設計画に基づいて行われる都市計画道路の整備事業の早期完成に資するため、横浜市と協調して都市計画道路の整備を行うとともに、その他の道路建設事業を推進することにより市民生活の向上、及び横浜市の産業・経済の発展に寄与することを目的とする。

(3) 事業実施路線

環状 2 号線、環状 4 号線、権太坂和泉線

### 2 横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

#### 第 2 条

「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 100,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件 10,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」